

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休む日、  
がとる日  
の翌日)

## 目次

◇訓令 現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令  
現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

## 訓令

### 鳥取県訓令第十一号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十五年十一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令  
現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程(昭和三十九年七月鳥取県訓令第十号)の一部を次のように改正する。  
第一条を次のように改める。

### (目的)

第一条 この訓令は、現業職員の被服の交付及び使用について必要な事項を定めることを目的とする。

別表の一の項中「運転服(上衣及びズボン) 一 三三六 図一のとおり」

を「運転服(上衣) 一 一三六 図一のうちの上衣のとおり」に、  
「運転服(ズボン) 一 二四八 図一のうちのズボンのとおり」に、

「ゴム製半長靴 一 一三六」を「ゴム製半長靴 一 二二四」に改め、

同表の四の項中  
制 外 制 制  
と と と と  
底 ゴム 底 ゴム  
製 張 製 張  
半 皮 半 皮  
長 短 長 短  
靴 靴 靴 靴  
一 一 一 一  
三 三 三 三  
六 六 六 六  
一 一 一 一  
二 二 二 二  
四 四 四 四  
一 一 一 一  
二 二 二 二  
四 四 四 四  
一 一 一 一  
二 二 二 二  
四 四 四 四

「印刷技手長及び印刷技手の職務に従事する職員」を「印刷技手長及び印刷技手の職務に従事する職員(男子)」に改め、同項の次に次の一項を加える。

六の二 印刷技手	作業服(上衣)	二 四八	図一〇のうちの上衣のとおり
長及び印刷技手の職務に従事する職員(女子)	作業服(スカート)	二 三三六	図一三のとおり
	盛夏シャツ	二 三三六	図二のとおり
	盛夏スカート	二 四八	図一三のとおり

別表の七の項中「盛夏ズボン 二 二六〇 図一〇のうちのズボンのと

おり」を「盛夏ズボン」一一六〇」凶一〇のうちのズボンのとおり」に改め、同表の八の項中「布製手袋」八一一二」を「布製手袋」一〇一二」に改め、同表の九の項中「盛夏ズボン」一一六〇」を「盛夏ズボン」一一四八」に改め、同表の一〇の項中「夏スカート」一一六〇」を「夏スカート」一一四八」に改め、同表の一の項中「ジャンパー(上衣及び頭巾)」一一三六」を「防寒ズボン」一一三六」に改め、同表の一三の項中「白衣(上衣)」一一三六」凶一六のとおり」を「白衣(上衣)」一一四八」凶一六のとおり」に、「ゴム製前掛」一一一二」を「ゴム製前掛」一一一二」に改め、同表の一四の項中「白衣(上衣)」一一三六」凶一六のとおり」を「作業服(白ズボン)」一一二四」凶一〇のうちのズボンのとおり」を「白衣(上衣)」一一二四」凶一六のとおり」を「作業服(ズボン)」一一四八」凶一〇のうちのズボンのとおり」に、「ゴム製前掛」一一一二」を「ゴム製前掛」一一一二」に改め、同表の一五の項中「ゴム製半長靴」一一二四」を「ゴム製半長靴」一一一二」に改め、同表の一六の項中「予防衣」一一二四」

「を」予防衣(上衣)一一二四」作業服(ズボン)一一四八」に改め、同表の二〇の項を次のように改める。

二〇 寮母の職務に従事する職員のうち東京事務所に勤務する職員	作業服(冬上衣) 二四八 作業服(夏上衣) 二四八 布製前掛 二二四 三角布 二一二 白衣(上衣) 二二四	二四八 二四八 二二四 二一二 二二四	凶一〇のうちのズボンのとおり
二〇の二 寮母の職務に従事する職員のうち東京事務所以外の機関に勤務する職員	白衣(上衣) 二二四 作業服(ズボン) 二四八 三角布 一一二	二二四 二四八 一一二	凶一六のとおり

別表の二三の項の次に次の一項を加える。

二四 工業技手の職務に従事する職員	作業服(上衣) 二四八 作業服(ズボン) 二三六 盛夏シャツ 二四八 盛夏ズボン 二六〇 布製短靴 一一二	二四八 二三六 二四八 二六〇 一一二	凶一〇のうちのズボンのとおり
-------------------	---	---------------------------------	----------------

附 則  
(施行期日)

1 この訓令は、昭和四十五年十一月二十日から施行し、昭和四十五年四月一日(以下「適用日」という。)から適用する。  
(経過措置)

2 適用日前において、現に改正前の現業職員の被服の交付及び使用に関する規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により交付している被服は、改正後の現業職員の被服の交付及び使用に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定により交付したものとみなす。この場合において、当該被服の使用期間は、改正前の規程の規定により交付した日から起算するものとする。

3 適用日前において、改正後の規程の規定により員数が増加し、かつ、使用期間が延長されることとなる被服のうち、現に改正前の規程の規定により交付しているものの使用期間については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 適用日前において、現に改正前の規程の規定により次の表の上欄に掲げる職員に交付している同表中欄に掲げる品目の使用期間については、改正後の規程の規定にかかわらず、同表下欄に掲げるとおりとする。

被服の交付を受ける職員	品 目	使 用 期 間
守衛長、副守衛長及び守衛の職務に従事する職員	制帽	昭和四十四年度に交付を受けたもの 六〇月 昭和四十三年度に交付を受けたもの 四八月 昭和四十二年度に交付を受けたもの 三六月

鳥取県訓令第十二号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十五年十一月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程(昭和四十三年五月鳥取県訓令第五号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この訓令は、現業職員以外の職員の被服の交付及び使用について必要な事項を定めることを目的とする。

別表の総務管財課の項中「主任、機械技師及び技師補」を「主任及び機械技師」に、「電話技師、無線技師及び技師補」を「電話技師及び無線技師」に改め、同表の広報文書課の項中「主事及び主事補」を「主事」に、

「二タイプスト主任及びタイプストの職務に従事する職員」を「二タイプの業務に従事する職員」に

改め、同項の次に検査課の項として次のように加える。

課 査 査 検	検査専門員及び検査副専門員の職務に従事する職員(技術吏員である専任の職員に限る。)	作業服(上衣)	作業服(ズボン)	図一のうちの上衣のとおり	図一のうちの上衣のとおり
		一	一	二四	二四
				二四	二四



所	一 薬剤師（試験検査係の薬剤師を除く。）、 歯科衛生士及び栄養士の職務に従事する職員	白衣	二六〇	
	二 診療放射線技師及び 診療エックス線技師の	白衣 作業服（ズボン）	二二四 二四八	図一のうちのズボンのとおり

  

三 診療放射線技師及び 診療エックス線技師の 職務に従事する職員	白衣 作業服（ズボン）	二二四 一三六	図一のうちのズボンのとおり
四 理療師の職務に従事 する職員（男子）	白衣 海水パンツ トレーニングパ ンツ	二二四 一一二 二六〇	
五 理療師の職務に従事 する職員（女子）	白衣 海水着 トレーニングパ ンツ	二二四 一一二 二六〇	

  

「作業服（上衣）」「作業服（ズボン）」「作業服（冬上）」「作業服（夏上）」に、「作業服（冬上）」「作業服（夏上）」を「作業服（ズボン）」に、「作業服（冬上）」「作業服（夏上）」を「作業服（ズボン）」に改め、同表の保健所の項を次のように改める。

別表の衛生研究所の項を次のように改める。	七 水道施設、し尿処理施設及びごみ処理施設の立入検査の業務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（ズボン） ゴム製半長靴	一三六 一三六 一三六	図一のうちの上衣の とおり 図一のうちのズボンの とおり
	六 医師の業務に従事する職員	白衣	一三六	
	五 試験検査係の職員のうち試験検査の業務に従事する職員	白衣 作業服（ズボン）	二二四 二二四	図一のうちのズボンの とおり
	四 予防係、食品環境係及び衛生係の職員（薬剤師、歯科衛生士、栄養士、診療放射線技師及び診療エックス線技師を除く。）	白衣	二二六	
	三 指導係の職員のうち係長、保健婦及び看護婦の職務に従事する職員	白衣 作業服（冬上衣） 作業服（夏上衣）	一三六 一六〇 一六〇	図三のうちの冬上衣の とおり 図三のうちの夏上衣の とおり
	職務に従事する職員			
	保健			

衛生研究所	
一 微生物科の職員のうち 科長、研究員及び衛生技師の職務に従事する職員	白衣 作業服(ズボン) 二二二四 図一のうちのズボンのとおり
二 食品化学科及び環境公害科の職員のうち 科長、研究員及び衛生技師の職務に従事する職員	白衣 作業服(ズボン) 二二二二 図一のうちのズボンのとおり

別表の病院の項の三中「レントゲン技師及びレントゲン士」を「診療放射線技師及び診療エックス線技師」に改め、同項の四中「科長、衛生技師及び技師補」を「科長及び衛生技師」に改め、同項の六中「白衣」

二二三四」を「白衣(半袖)一一二二四」に改め、同項の七中「看護衣(半袖)一一二二四」を「看護衣(半袖)一一三三六」に改め、同表

の看護学院の項中「看護衣(半袖)一一二二四」を「看護衣(半袖)一一三三六」に改め、同表の計量検定所の項中「主任、商工技師及び技師

補」を「主任及び商工技師」に改め、同表の工業試験場の項を次のように改める。

工業試験場	
一 化学科の職員のうち 科長、研究員及び商工技師の職務に従事する職員	白衣 作業服(ズボン) 二三三六 図一のうちのズボンのとおり
二 産業工芸科及び木材工業科の職員のうち 科長、研究員及び商工技師の職務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(ズボン) 二二四八 図一のうちの上衣のとおり
三 境港分場の職員のうち 分場長、研究員及び商工技師の職務に従事する職員	白衣 作業服(上衣) 作業服(ズボン) 二二四八 図一のうちのズボンのとおり

別表の専修職業訓練校の項を次のように改める。

訓練校	
一 訓練係の職員のうち 建築及びブロック建築に関する指導に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(ズボン) 布製短靴 作業帽 一一二四 一一二四 一一二四 図一のうちの上衣のとおり
二 訓練係の職員のうち 木工及び機械に関する	作業服(上衣) 作業服(ズボン) 二二三六 図一のうちの上衣のとおり



白衣 一一三六 に改め、同表の食品加工研究所の項中「研究員、

農林技師及び技師補」を「研究員及び農林技師」に改め、同表の畜産試験

場の項中「研究員、農林技師及び技師補」を「研究員及び農林技師」に、

「白衣 一一三六」を「白衣 一一三六」に改

め、同表の中小家畜試験場の項中「研究員、農林技師及び技師補」を「研

究員及び農林技師」に、「白衣 一一三六」を「白衣 一一三六」を

「白衣 一一三六」に改め、同表の蚕業試験場の項中「研究員、農林技師及び技

師補」を「研究員及び農林技師」に改め、同表の農業経営大学校の項中

「主任、農林技師及び技師補」を「主任及び農林技師」に改め、同表の家

畜保健衛生所の項中「主任、農林技師、室長及び技師補」を「主任及び農

林技師」に、「白衣 一一三六」を「白衣 一一三六」

に改め、同表の種畜場の項中「主任、農林技師及び技師補」を「主任及び

農林技師」に、「白衣 一一三六」を「白衣 一一三六」を

「白衣 一一三六」に改め、同表の繭検定所の項中「主任、農林技師及び技師補」を

「主任及び農林技師」に改め、同表の蚕業指導所の項中「主任、農林技師

及び技師補」を「主任及び農林技師」に改め、同表の林業試験場の項中

「研究員、農林技師及び技師補」を「研究員及び農林技師」に、「白衣

一一三六」を「白衣 一一三六」に改め、同項の次に境港水産

事務所の項として次のように加える。

境港水産事務所	水産事務所の専任の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣)	一三六	図一のうちの上衣のとおり
		作業服(ズボン)	一三六	図一のうちのスボンのとおり

別表の水産試験場の項中「分場長、研究員及び技師補」を「分場長及び研究員」に、「白衣 一一三六」を「白衣 一一三六」に改め、同表の土木出張所の項を次のように改める。

土木出張所	一 総務課建築係及び建築課の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣)	一一四	図一のうちの上衣のとおり
		作業服(ズボン)	一一四	図一のうちのスボンのとおり
	二 工務第一課、工務第二課及び工務課の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣)	一一四	図一のうちの上衣のとおり
		作業服(ズボン)	一一四	図一のうちのスボンのとおり
		ゴム製半長靴	一三六	

別表の土木出張所の項の次に都市開発事務所の項として次のように加える。



発所 開務 都市 都事	換地課及び補償課の職 員のうち常時現地で業務 に従事する職員	作業服(上衣)	一	二四	図一のうちの上衣の とおり
		作業服(ズボン)	一	二四	図一のうちのズボン のとおり

別表の尾際治水ダム建設事務所等の項中「ム所」を「ム所」に改める。  
 水務 治水 川設 尾建  
 水務 治水 川設 尾建

別表の県税事務所地方農林振興局の項中「主任、機械技師及び技師補」を「主任及び機械技師」に、「電話技師、無線技師及び技師補」を「電話技師及び無線技師」に改め、同表の女子職員の項中「事務服(冬上衣)」「事務服(夏上衣)」に改める。

- 附 則
- (施行期日)
- 一 この訓令は、昭和四十五年十一月二十日から施行し、昭和四十五年四月一日(以下「適用日」という。)から適用する。
- (経過措置)
- 二 適用日前において、現に改正前の現業以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により交付している被服は、改正後の現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定により交付したものとみなす。この場合において、当該被服の使用期間は、改正前の規程の規定により交付した日から起算するものとする。

3 適用日前において、改正後の規程の規定により員数が増加し、かつ、使用期間が延長されることとなる被服のうち、現に改正前の規程の規定により交付しているものの使用期間については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。